

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和5年12月21日(木) 午後1時52分～午後2時5分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 井上真砂美 副委員長 伊藤隆信 委員 片岡健一郎
委員 鬼頭博和 委員 堀江珠恵 委員 日比野 走
委員 榊谷規子

欠席議員 なし

説明員 健康福祉部長 長谷川忍、教育こども未来部長 近藤玲子
行政課長 佐野剛、市民窓口課長 富邦也、同主幹 小崎尚美、同統括主査 丹羽真伸

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第95号	岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第96号	岩倉市手数料条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

◎委員長（井上真砂美君） 13時52分ですが、少し早いようですが、ただいまから厚生・文教常任委員会を開催させていただきます。

当委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

それでは、当局から挨拶をお願いいたします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（長谷川 忍君） 委員会については、2つとも市民窓口課に係る議案の予定でございます。

少し言い訳をさせていただきますと、地方税法が1月1日からの施行ということ、それから手数料のほうは3月1日という施行になっております。いわゆる住民異動の繁忙期を避けて4月ではなくて3月という意向なのかなというふうに思います。どちらも政令に沿って改正をしているものですから、手数料条例などは12月6日の公布ということで、最終日の追加の上程になったところでございます。よろしく申し上げます。

グループ長以上も出席しておりますので、丁寧な答弁に努めてまいります。どうぞよろしく申し上げます。

◎委員長（井上真砂美君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第95号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 今回、出産する予定または出産した国民健康保険の被保険者に対して所得割、また均等割が減額されるということでありましてけれども、この減額についてはどういった手順というか、どういうふうに行われるのか少しお聞かせいただきたいと思っております。

◎市民窓口課長（富 邦也君） こちらのほうにつきましては、出産月、また予定日等々の出産する被保険者の方が窓口に来て申請するという形になりますが、11月から出産の該当をしていきますので、そういった方にはこちらから御案内等分かる範囲でさせていただいて、手続のほうを進めていかせていただきたいと思っております。

また、あと年度、11月はもう本算定等終わっていますので、保険料が確定をしておりますので、減額に該当する方につきましてはその申請をし、終わ

った後、また変更の決定通知を送らせていただいて、また還付等させていただいて手続をする予定になっております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質問。

◎委員（鬼頭博和君） 分かりました。ありがとうございます。

対象者がどれぐらいになるのかというのは大体分かりますでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 減額する対象者につきましては、先ほど申し上げましたが、令和5年の11月1日以降出産の被保険者になります。そうしますと、令和5年度は11月から翌年の3月までが対象になってきますけど、昨年度、令和4年度の実績42件で計算しますと、約5か月分で17件ほど見込まれますが、今年度の出産、11月末の件数が17件ほどになっておりますので、17件見込むよりも少ないと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（梶谷規子君） 本会議の質疑の中で、第30条の件で、届出が具体的に簡素なものにということ、部長からもできるだけ簡素なものに、被保険者の負担にならないようにという答弁があったところですが、担当が市民窓口課になると思うんですが、出産の前の妊娠の届出とかする場合の保健センターなどでも、届出は無理でもその前の段階で説明や用紙をいただくとか、そういったことなども実施可能でしょうか。どうでしょう。

◎市民窓口課長（富 邦也君） こちらのほうにつきましては、また今後検討していきたいと思ひますけど、こちらのほうは国民健康保険の方が対象になってきますので、保健センターのほうで国民健康保険かどこの保険かというのは確認が多分取れないと思ひしております。そういった場合は関係ない方も周知することになりますので、そういったことを配慮しながら、ちょっと検討はさせていただきたいと思ひます。

◎委員長（井上真砂美君） ほかはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） 質疑を終結いたします。よろしいですか。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 委員間討議を省略いたし、次に議案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論もないようですので終結いたします。

それでは、議案第95号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第95号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第96号「岩倉市手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（榊谷規子君） 今回の手数料条例の一部改正では、御自分でもマイナポータルでできるとかいう内容も、無料でできるというようなものも入っているわけですが、いわゆる戸籍の中でも、御本人が死亡の場合など、金融関係などで御家族の方が戸籍を請求される場合、いろいろ転居や結婚などで戸籍、原戸籍など複雑な内容のものも、その方その方で出てくると思うんですが、そういったことも、このマイナポータルでの戸籍電子証明書などで今後可能になってくるのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課主幹（小崎尚美君） マイナポータルで確認できるものは、戸籍、除籍、電子証明書提供用識別符号が確認できるだけです。窓口で受け取るような戸籍の謄本と言われるものをそこで見ることはできません。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに。

◎委員（榊谷規子君） 先ほどの御挨拶の中で部長からも言われたんですが、施行期日が普通だったら1月1日か4月1日施行というのが今までの一般的なものだと思うんですが、3月1日から施行というところでの御説明をもう一度お願いしたいと思います。

◎市民窓口課長（富 邦也君） こちらのほうは政令のほうで3月1日というふうにありましたので、こちらのほう3月1日で行わせていただいております。

◎委員（鬼頭博和君） 今回、新たに今お話にも上がりましたが、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行、除籍のほうも同じなんですけれども、これが戸籍の代わりになるということで、説明されたときにはパスポートなどで使えるということがあったと思うんですが、具体的にはどんな形で使えるのかというのがちょっと分からなかったの、もう一度説明していただきたいと思います。

◎市民窓口課長（富 邦也君） こちらのほうはまだ予定にはなりますが、

パスポートとか行政で行う申請、そういったもので識別の符号が活用できますので、まだ順次整備されていくと思いますが、こちら符号のほうの番号のほうは3月1日から取ることができまして、行政のほうはまだ今準備段階でございますので、よろしく申し上げます。

◎委員（鬼頭博和君） 分かりました。じゃあ、今後詳しい内容が決まってくるということでよろしいでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） こちらのほうは、また順次行政のほうでどういったものができるかというのは進められていくと思いますので、よろしく申し上げます。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第96号「岩倉市手数料条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第96号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。